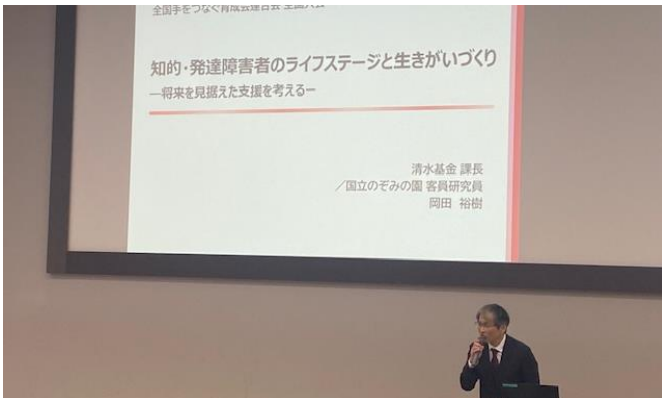


の確認が欠かせないと話されました。

また、《認知症》についての研究報告もありました。70～74歳の障がいのない人の認知症有病率が2.4%なのに対して、知的障がいのある人の認知症有病率は19.6%。症状が個々により異なる認知症ですが、まずは《何ができて、何ができないか》という基準を若いうちから把握することや、性格・趣味や嗜好などを記録しておくのも気づきのポイントとして重要なようです。特に《記録》は何年後かに他の誰かが見ることを意識するよう強調されました。若い時と同じような様子に見えても、活動での集中力や参加する意欲、食欲…ぬり絵の色使いなどでも気づきのきっかけになるとのこと。

こう聞き進めると少し厳しい話に聞こえますが、岡田氏は『ネガティブ捉えるのではなく、いかに健やかに年を重ねるか！』という話です。』と繰り返されました。《いかに安心して高齢期を過ごすか》これは私たちも同じです。適切な対応を行うために変化に早く気づき、本人の意思に沿ったライフステージごとの支援、社会との繋がりや社会参加…これらをサービス等利用計画や個別支援計画に盛り込み《本人中心支援計画》とし将来も含めた支援のコーディネートをする。それが叶うような地域づくりも含め、これからの高齢障がい者を支える仕組みとして求められている。と講演を結ばれました。



後半は、《年齢にとらわれない働き方》として東京都の社福) ドリームヴィからシャッター商店街を活用した地域交流の様子や《地域とともに歩む25年》と題して、宮城県名取市の社福) みのり会から制度を活用した地域生活支援の報告。また、千葉県の社福) ロザリオの聖母の会からは、グループホームでの看取りについての実践報告がありました。特に看取り支援については、余命宣告を受けたときに本人と向き合うのではなく、平時から重ねて本人と《暮らし方》や《生き方》について話せる関係が大切。という話があり、とても心を打たれました。

法人内の事業所でも高齢化が懸念され始めています。それに伴う疾病への対応や高齢者事業所への移行も少なくありません。いざというときに《どうすればよいのか?》と悩むのではなく《こうすればよい!》という引き出しを一つでも多く準備していけるよう今回の研修を糧にスタッフとともに備えていきたいと思えます。

「第4分科会 権利擁護～自分らしく生きる～
個人会員 馬場 三千代

第4分科会の第1部では、社会福祉法人 みんなで生きる 理事 片桐公彦さんの講演があり、「権利」とは何かを憲法に定められている基本的な人権尊重をもとに整理されました。そして日常生活の中で「権利が侵害される」例を具体的に取り上げ日本の障がい者の権利擁護施策が整備されるまでの歴史的な流れを説明されました。

意思決定支援についても、片桐さんご自身の現場での経験を踏まえて様々な考察がされました。「本人のためを思って周囲を整える」「本人が困らないように“良き支援者”が選ぶ」という発想に自然に傾きがちだが、これは一見、善意に基づく支援だが、裏を返せば本人が決める機会を奪うリスクがあるのではないかと。

2022年に国連障害者権利委員会から、日本の障がい者に関する国内法制が障害者権利条約の人権モデルと調和していないとの指摘がありました。片桐さんは、もしかしたら日本と欧米の文化の違いもあるのではないかと一つの例を挙げられました。日本では食事の最高のもてなし方として「おまかせ」がある。相手が自分の好みやその場の雰囲気あるいはその時の最高の食材等を考慮し提供してくれること。「相手が最善を察してくれる」ことが美德や成熟の証とされてきた。この文化の中では、本人の意思を明示的に言葉にするよりも文脈や関係性の中で“察してもらう”ことが尊重される傾向がある。一方欧米の「リクエスト文化」は直接的で明確なコミュニケーションと個人の意思の尊重に価値を置く。自分で選ぶことが、自分らしく生きることの証。欧米のスーパーリッチはスリースターシェフをコントロールするらしいです。障がい者の意思決定支援の原点である「supported decision-making (支援付き意思決定)」も、この価値観の上に築かれている。つまり、「本人が何を望むかを、支援者が代わりに“察する”のではなく、本人の言葉・反応・非言語的サインを通じて”